

外務省

インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和3年度～令和7年度

令和4年3月

外務省

目 次

1	はじめに	1
2	外務省の役割	1
3	計画の範囲	
(1)	対象施設	2
(2)	計画期間	2
4	対象施設の現状と課題	
(1)	点検・診断／修繕・更新等	2
(2)	基準類の整備	3
(3)	情報基盤の整備と活用	3
(4)	個別施設計画の策定・推進	3
(5)	新技術の導入	4
(6)	予算管理	4
(7)	体制の構築	4
5	中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	4
6	必要施策に係る取組の方向性	
(1)	点検・診断／修繕・更新等	5
(2)	基準類の整備	5
(3)	情報基盤の整備と活用	5
(4)	個別施設計画の策定・推進	5
(5)	新技術の導入	6
(6)	予算管理	6
(7)	体制の構築	6
7	フォローアップ計画	6

1 はじめに

国民生活やあらゆる社会経済活動を支えるインフラは、これまで以上に戦略的に取組を進めることが重要となっており、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものとして、平成 25 年 11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議にて、あらゆるインフラを対象に「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなった。

また、平成 26 年 6 月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」においては、災害等発生時の公共施設に係る被害の最小化が基本目標の一つとして掲げられたほか、政府横断的な分野の一つとして「老朽化対策」が設定され、インフラの維持管理・更新を確実に実施することとなっている。

こうした状況を踏まえ、外務省が所管する施設の維持管理・更新等を着実に推進する中期的な取組の方向性を明らかにするため、「外務省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成 28 年 3 月に策定し、長寿命化に向けた取組を推進してきたところである。

この行動計画は令和 2 年度までを対象としていたところ、今般、これまでの取組や現状、課題等を踏まえ、更なるインフラ長寿命化の推進に向け、行動計画を改訂するものである。

2 外務省の役割

外務省の任務は、「平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。」（外務省設置法第三条）とされており、その任務を達成するため、国内施設だけでなく外国に在外公館（大使館や総領事館等）を設置し、事務を所掌している。

在外公館は、任国において我が国を代表する機関であり、在外公館施設は、外交活動や対外発信、日本企業支援等の拠点として、また、有事の際には在留邦人保護のための最後の「砦」となる施設でもある。よって、我が国の外交力強化のため、また「日本の顔」として相応しく、必要な機能を備えた施設とすべく、今後も在外公館施設の整備や保全、警備強化を図る必要がある。国外に所在する在外公館施設については、その特殊性等を踏まえ、可能な範囲で本計画の取組を推進する。

3 計画の範囲

(1) 対象施設

外務省が所管する以下の施設を対象施設とする。なお、借受施設及び一部の危険な地域の在外施設は除く。

分野	対象施設
国内施設	官庁施設（外務本省庁舎、飯倉別館、麻布台別館、外務省研修所、船橋分室）、職員宿舎
在外施設	在外公館施設（事務所、公邸）

(2) 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）までを計画期間とする。

4 対象施設の現状と課題

外務省が所管する施設は、国内施設と在外施設の2つに分かれており、国内施設については老朽化著しい築50年を超えた施設や、大規模な設備の更新を必要としている施設が多数あるため、既に多くの施設整備修繕案件が積み上がっており、予算状況が厳しい中、トータルコストの縮減や平準化を図りつつ、適正かつ効率的な施設整備を行っていく必要がある。

対象となる在外施設については任国の環境や技術レベル等が日本とは大きく異なる国も多く、また、施設の特異性等から、国内施設と同様に扱うことは困難であるため、各国の状況や関連法令等も踏まえ、可能な範囲での取組を検討するように努めている。

(1) 点検・診断、修繕・更新等

・国内施設については、保全体制の整備、官庁施設の建設等に関する法律に基づく点検・確認の実施、中長期保全計画等の作成、保全台帳の整備を通じて適正な保全に努めているところであり、今後も引き続き、適切な修繕・更新を実施していくことが必要である。

・対象となる在外施設は約200施設に上り、その大半が築30年を超え、全体的に老朽化が進んでいる状況にある。現状では対象となる在外施設の全てには技術系職員の配置を行うことは困難であるため、拠点公館への技術系職員の配置や民間技術者の派遣等により支援している。しかしながら、施設数に対して技術系人材不足の問題が深刻であり、点検・診断を行う人材育成が必要である。老朽化が著しい施設から、大規模な改修工事や修繕・更新を

順次実施しているが、厳しい財政事情や技術系職員不足が課題となっている。特に途上国等においては技術力の低さ等の問題もあり、多くの施設で顕在的にも潜在的にも修繕・更新の必要性が未だ高い状況にある。

(2) 基準類の整備

・施設の維持管理・更新等については、関係法令や告示、ガイドライン等に基づく必要があり、引き続きこれら基準類につき周知徹底し、今後の改定についても適切に対応していく必要がある。

・対象となる在外施設においては、各国における関係法令や基準等を遵守する必要があり、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」のような統一的な指針を作成することは難しい。しかしながら、各国事情に応じた建築物の点検等に関する基準作成を検討する必要がある。

(3) 情報基盤の整備と活用

・施設の効率的な長寿命化を図るためには、点検や修繕・更新履歴等の情報を蓄積の上、その情報を分析・活用する必要があるが、古い施設については竣工時あるいは改修時に図面等の整備が行われていない等、十分な情報の蓄積がなされておらず、その都度情報の収集が必要となり、状況の把握に時間と労力を要している。

・国外所在の施設という特殊性のため、現地通貨等に未対応な「官庁施設情報管理システム」をそのまま活用することは困難である。また、対象となる在外施設については、技術系職員等が不在のため、修繕・更新履歴や診断結果等の情報の蓄積は未だ不十分な状況にある。

(4) 個別施設計画の策定・推進

・対象となる国内施設については、既に個別施設計画を策定済みであるが、対象施設の現状を十分に把握し、定期的な点検・診断の結果や修繕履歴等を踏まえた個別施設計画を適宜更新して行く必要がある。

・対象となる在外施設については、策定済みの個別施設計画に基づき、着実に修繕等を実施すべきであるが、多くの施設で技術系職員の不足等により、修繕等を実行できない状況である。

(5) 新技術の導入

・国内施設については、人員に限られる中、施設の点検・維持管理、修繕・更新等を実施している状況であるが、引き続き、関係省庁と連携の上、長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に取り組むことが必要である。

・在外施設については、各国の環境や建設事情、調達、経済性等を勘案の上、施設の長寿命化やメンテナンス性の向上に資する技術の導入を検討している。

(6) 予算管理

・老朽化が著しい施設や大規模修繕を必要としている施設が多数あるため、既に多くの施設整備案件が積み上がっている状況にある。厳しい予算状況下においては、維持管理・更新等に係る経費を縮減し、予算の平準化に努めることが必要である。

(7) 体制の構築

・国内施設については、一定の技術力をもった職員に限られる中、維持管理等を行っており、長期に亘り必要な人材を確保し、適正な維持管理体制を構築することが課題となっている。

・対象となる在外施設での適正な保全・修繕の実施については、保全等に関する知見とノウハウ蓄積が必要である。施設保全責任者及び保全担当者に対する保全等に関する知見の共有、現地雇用職員に対する保全業務に関する教育等が必要である。

5 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

対象となる施設の維持管理・更新等に係る費用の縮減や平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、対象の施設の現状を十分に把握し、定期的な点検・診断の結果や修繕履歴等を踏まえた個別施設計画を適宜更新することにより、中長期的なコストの見通しを把握し、これを一つの目安として計画を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

在外施設についても、可能な限り日常的に保全業務に取り組み、「事後保全」の着実な実施に加え、故障が発生する前に計画的に整備する「予防保全」を推進していくことが必要。これにより、トータルコストの縮減、適正かつ効率的な維持管理等が期待される。

6 必要施策に係る取組の方向性

「4 対象施設の現状と課題」を踏まえ、今後の取組の方向性を以下のとおり定める。

(1) 点検・診断／修繕・更新等

・国内施設については、法令や告示に基づき定期的（建築物の敷地及び構造は3年以内毎、建築設備は1年以内毎等）に点検等を継続する。

保全については、全ての国内施設が、保全実態調査で「施設の保全状況」が「良好」（総評点が80点以上）と判断されるよう取組を継続する。

・対象となる在外施設については、各国における関係法令や基準等を遵守する必要があるため、各国の事情等に応じた点検を行うことを検討する。

・引き続き、各国事情を踏まえて、可能な範囲で「支障がない状態の確認」（平成17年国交省告示第551号保全の基準第二及び第三）を実施する。

・各施設にて計画された修繕・更新については、限られた予算内で優先度を付して可能な限り実施する。

(2) 基準類の整備

・国内施設については、定期的な点検・診断、修繕・更新等について関係法令等に基づき実施し、今後の基準類の改定についても適切に対応していく。

・在外施設については、必要に応じて各国の関係法令等を確認・参照の上、可能な範囲で国内基準類等も参考にしながら、必要に応じ、各種規程等を適時に改定する。

(3) 情報基盤の整備と活用

・国内施設については、引き続き「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」を活用して官庁施設情報の登録を行い、蓄積した情報を分析・活用することにより保全の適正化を図る。

・対象となる在外施設について、「官庁施設情報管理システム」に相当するような、在外施設のための情報管理システム構築を検討する。

(4) 個別施設計画の策定・推進

・国内施設については、対象施設の現状を十分に把握し、定期的な点検・診断の結果や修繕履歴等を踏まえ、適宜、個別施設計画の更新を行う。

- ・対象となる在外施設について、個別施設計画に基づく、修繕等の実施について遂行支援を行う必要がある。

(5) 新技術の導入

- ・引き続き、関係省庁から協力を得つつ、維持管理・更新等や長寿命化に資する新技術・材料・工法等の情報収集及び導入に努める。

- ・在外施設については、各国の環境や建設・調達事情、経済性等を勘案の上、可能な範囲で各施設への導入を検討する。

(6) 予算管理

- ・個別施設計画に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、引き続き、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

(7) 体制の構築

- ・国内施設については、引き続き、行動計画における取組の実施に必要な人員の確保に努めつつ、専門知識や経験の少ない職員に対しての情報提供や研修に努める。

- ・在外施設の施設保全責任者等事務系職員の保全に関する知見を向上するための研修等を拡充する。

- ・在外施設については、各国の事情等を踏まえて、現地の有資格者等の活用も検討し、国内外の民間業者等と連携した施設維持管理体制の構築を検討する。

- ・関係者省庁その他機関において開催される研修を最大限活用し、技術系職員の育成を継続する。

- ・在外施設の保全業務を担当する現地雇用職員への在外での研修を継続する。

7 フォローアップ計画

本計画を継続し発展させるため、「6 必要施策に係る取組の方向性」の施設毎の具体的な取組を引き続き充実・深化させる。

併せて、上記の取組も含む計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方法等の検討を行い、必要に応じ、本行動計画の改定を行う。